

ブラウンスイス種の審査実施に関する要項

制定 平 22. 4. 1

改正 平 26. 4. 1

(趣 旨)

第 1 ブラウンスイス種の改良を促進し、酪農経営の改善に資するため、審査を実施するときは、この要項により取扱う。

(審 査)

第 2 審査は、本会の任命した審査委員が審査標準により行う。

(対 象)

第 3 審査の対象は、ブラウンスイス種登録雌牛で経産のものとする。

第 4 審査を受けた牛については、その審査の日から 6 月を経過しなければ、再び審査を受けることができない。

(申込み)

第 5 審査を受けようとするときは、所有者が審査成績証明申込書を本会に提出するものとする。

(審査成績証明)

第 6 審査成績証明は、前項により審査を受けた登録牛について行う。

第 7 本会は、審査成績証明書を当該審査成績証明した牛の所有者に交付する。

(料 金)

第 8 この要項による料金は、ホルスタイン種に準ずるものとする。

(付 則)

第 9 この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。